

指定小規模多機能型居宅介護事業所 運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

- 第1条 医療法人新生会（以下「事業者」という。）が小規模多機能型居宅介護さくらんぼはうす（以下「事業所」という。）において運営する指定小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業者は、厚生労働大臣が定める指定地域密着型サービスの事業の基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとする。
- 3 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者と指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を事業所において一体的に運営するものとする。
- 4 この事業の運営に当たっては、介護保険関係法令を順守するものとする。

(短期利用居宅介護)

- 第2条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護支援事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」）という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービス提供をする。

(管理者、従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次に掲げるところによるものとする。

- 一 管理者 1名 運営・管理に関する業務に従事する。
- 二 介護従業者 13名以上 指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる
- 三 介護支援専門員 1名
登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次に掲げるところによるものとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間
 - ア 訪問サービス 24時間
 - イ 通いサービス 9:00 ~ 16:00
 - ウ 宿泊サービス 16:00 ~ 9:00

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第5条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービスの利用定員 18名
- 三 宿泊サービスの利用定員 9名

(指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話で、厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額を本人負担分に応じ支払いを受けるものとする。

3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

4 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 実施地域を超えた地点から路程 1kmあたり 35円

二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、実施地域を超えた地点から路程 1kmあたり 35円

三 食事の提供に要する費用 朝食 350円、昼食 650円、夕食 650円

※食事キャンセルについて、急な体調不良、緊急時止むを得ない理由を除いて重要事項説明書へ記載の時間を超えた場合、食事代を頂きます。

四 宿泊に要する費用 2,200円（水道光熱費込）／1泊

五 おむつ代 実費

六 その他の日常生活費

（ア）歯ブラシ 実費

（イ）化粧品 実費

（ウ）シャンプー 実費

（エ）タオルセット代 150円 / 1回

（オ）テレビレンタル（居室用 1日：200円）

（カ）洗濯代 1回 300円

七 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

5 事業者は、第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は岩国市（柱島、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、美和町、錦町及び本郷町を除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第8条 利用者がサービス提供を受ける際は、利用者に以下の各号に留意してもらうよう説明を行い、利用者の同意を得る。

一 介護保険被保険者証の提示

二 利用料その他の費用の支払い

三 事業所内の設備、機器の取り扱いについて

四 利用に際しての連絡について

五 その他、所持品等に対する注意事項

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業者の従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第11条 衛生管理に関して以下の点に留意するものとする。

一 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水についても、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は感染症等に関する知識習得を行う。

二 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、感染症の従業者への研修方法や研修計画及び訓練等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

二 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

三 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 その他運営に関する重要事項は、主として次の事項等とする。

- 一 事業者は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業者は、適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 三 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- 四 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 五 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 六 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 七 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岩国市の職員又は岩国市地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2か月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 八 事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 九 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 25 年 4 月 21 日より一部改訂する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より一部改訂する。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 運営規程

(事業の目的及び運営の方針)

- 第1条 医療法人新生会（以下「事業者」という。）が小規模多機能型居宅介護さくらんぼはうす（以下「事業所」という。）において運営する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業者は、厚生労働大臣が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定地域密着型介護予防サービスを提供するとともに、自らその提供する指定地域密着型介護予防サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定地域密着型介護予防サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めるものとする。
- 3 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業者と指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を同一の事業所において一体的に運営するものとする。
- 4 この事業の運営に当たっては、介護保険関係法令を順守するものとする。

(短期利用居宅介護)

- 第2条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定介護予防小規模多機能型指定事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」）という。）を提供する。
- 2 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する介護予防サービス計画の内容に沿い、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(管理者、従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次に掲げるところによるものとする。

- 一 管理者 1名 運営・管理に関する業務に従事にする。
- 二 介護従業者 13名以上 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたる
- 三 介護支援専門員 1名
登録者に係る介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次に掲げるところによるものとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間
 - ア 訪問サービス 24時間
 - イ 通いサービス 9:00 ～ 16:00
 - ウ 宿泊サービス 16:00 ～ 9:00

(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第5条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次に掲げるところによるものとする。

- 一 登録定員 29名
- 二 通いサービスの利用定員 18名
- 三 宿泊サービスの利用定員 9名

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は事業所に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額を本人負担分に応じ支払いを受けるものとする。

- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。
- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 実施地域を超えた地点から路程 1kmあたり 35円
 - 二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、実施地域を超えた地点から路程 1kmあたり 35円
 - 三 食事の提供に要する費用 朝食 350円、昼食 650円、夕食 650円
※食事キャンセルについて、急な体調不良、緊急時止むを得ない理由を除いて重要事項説明書へ記載の時間を超えた場合、食事代を頂きます。
 - 四 宿泊に要する費用 2,200円（水道光熱費込）／1泊
 - 五 おむつ代 実費
 - 六 その他の日常生活費
 - (ア) 歯ブラシ 実費
 - (イ) 化粧品 実費
 - (ウ) シャンプー 実費
 - (エ) タオルセット代 150円/ 1回
 - (オ) テレビレンタル（居室用 1日：200円）
 - (カ) 洗濯代 1回 300円
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 5 事業者は、第4項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は岩国市（柱島、由宇町、玖珂町、周東町、美川町、美和町、錦町及び本郷町を除く）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 事業者は利用者がサービス提供を受ける際は、利用者に以下の各号に留意してもらうよう説明を行い、利用者の同意を得る。

- 一 介護保険被保険者証の提示
- 二 利用料その他の費用の支払い
- 三 事業所内の設備、機器の取り扱いについて
- 四 利用に際しての連絡について
- 五 その他、所持品等に対する注意事項

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業者の従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理)

第11条 衛生管理に関して以下の点に留意するものとする

- 一 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水についても、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従業者は感染症等に関する知識習得を行う。
- 二 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための体制（感染症の予防及びまん延防止のための委員会の設置、指針の整備、感染症の従業者への研修方法や研修計画及び訓練等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待防止に関する組織内の体制（責任者の選定、虐待防止のための委員会の設置、指針の整備、従業者への研修方法や研修計画等）を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と連携し、地域包括支援センターへ通報する等、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 その他運営に関する重要事項は、主として次の事項等とする。

一 事業者は、全ての介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

二 事業者は、適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

三 事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

四 事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

五 事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

六 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

七 事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岩国市の職員又は岩国市地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、概ね2か月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

八 事業者は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

九 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 25 年 4 月 21 日より一部改訂する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日より一部改訂する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より一部改訂する。